第3回 東京都食品安全審議会会議録

午前9時59分 開会

○小川食品監視課長 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いんですけれども、皆さんおそろいでございます。時間を有効に使いたいと思いますので、ただいまから第3回東京都食品安全審議会を開会させていただきます。

私は、食品監視課長の小川でございます。会長に進行をお願いするまで、私が司会を務めさせていただきます。

皆さん、本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただき、大変ありがとうございます。定足数を確認いたしましたが、ただいまご出席の委員数は18名で、委員総数22名の過半数に達しております。なお、今井委員と交告委員と髙橋久仁子委員におかれましては、今日は都合が悪く欠席するとの連絡がありましたので、皆さん方にお知らせいたします。なお、小澤委員におかれましては、少し遅れるという連絡がありました。ご了解いただきたいと思います。

それでは、議題に入る前に、岡本委員のご紹介をさせていただきます。

岡本委員は、今回初めてご出席いただきました。東洋英和女学院大学人間科学部の教授 でございます。岡本委員、よろしくお願いいたします。

- ○岡本委員 よろしくお願いいたします。
- ○小川食品監視課長 それから、私ども福祉保健局の技監の梶山が今日まいりましたので、 皆様方にごあいさつさせていただきます。
- 〇梶山福祉保健局技監 技監の梶山でございます。おはようございます。本来ですともう少し早く先生方にごあいさつすべきところ、遅くなりまして申しわけございません。食品安全推進計画の考え方について、種々ご議論いただいて、いよいよ取りまとめの段階が近づいてまいりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
- ○小川食品監視課長 ありがとうございました。

それではこれから、議事の進行を黒川会長にお願いするわけですけれども、その前に一つだけPRさせてください。

皆様方の席にお配りしてある「東京水」、これは皆さん方のご議論を活発にしていただくために置いたわけでございますけれども、知事推奨の水道水でございます。どうか、この水でのどの渇きを潤しながらご議論を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行は黒川会長にお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。

○黒川会長 わかりました。おはようございます。

それでは、今日の審議を始めさせていただきます。

昨年の10月25日にここで開催いたしました第2回の審議会で、食品安全推進計画の考え方、これについて中間の取りまとめを行っていただきまして、それを公表いたしまして、その後、都民や事業者からの意見を募集したわけでございます。それらの意見を踏まえまして、その後、丸山副会長を座長とする検討部会において、さらなるご検討を3度ばかりお願いしてきたところでございます。

本日は、その検討結果を検討部会報告としてご報告いただいて、審議いたしたいと思う

わけでございます。

それでは、検討部会報告につきまして、座長でございました丸山副会長よりご説明を、 どうぞよろしくお願いします。

○丸山副会長 おはようございます。丸山でございます。会長からご説明がありましたように、10月25日に審議会として取りまとめられました中間のまとめ、これをもとに、 検討部会で検討してまいりました結果を、今日、ご報告いたします。

なお、本日は時間の都合上、都民や事業者の方からのご意見を踏まえ、検討部会報告の中で中間まとめに追加、修正を行った箇所を中心に説明申し上げたいと思います。

本日の資料、「検討部会報告」という厚い資料がございますが、それについてご覧いただ きたいと思います。

まず、検討の経過でございますが、報告書の最後のページ、65ページをご確認いただ きたいと思います。

検討部会では、10月25日に中間のまとめが公表された後で、3回の部会を持ちまして検討を行ってまいりました。まず、11月16日でございますが、中間のまとめに対する都民や事業者からの意見を踏まえて検討を進めるという観点から、第4回検討部会として「意見を聴く会」というものを催して、都民や事業者の方から直接ご意見を伺いました。また、11月29日には、今申し上げた「意見を聴く会」と、意見募集、いわゆるパブリックコメントとして寄せられました意見、これを踏まえまして、中間のまとめに対する追加修正事項について検討を行い、さらに、1月11日に一番最後の、第6回の部会を持ちまして、これまでの検討結果を本日の資料のとおり、部会報告として取りまとめた次第でございます。

それではその具体的な修正、追加事項について説明いたしますが、今回の中間のまとめに対しましては、27件、86項目にわたる意見が寄せられました。また、「意見を聴く会」では、都民、それから事業者の8名の方からご意見を伺いました。この内容につきましては、資料1の56ページから63ページにすべてまとめてございます。

ご覧いただきますように、現行の制度への提言、それから調査などの実施に対する要望、 新たな制度の創設といった、非常に多岐にわたる意見が寄せられております。

検討部会では、こうした意見の中で、今回の検討事項であります推進計画の考え方、これに反映すべきものについて検討を行ってまいりました。このたくさんのパブリックコメントやアンケートから得られた意見の中には、既に中間のまとめの中に盛り込まれたものもございます。例えば、56ページの1番にありますように、「自主管理認証制度で食品にマーク表示を行うこと」、あるいはその57ページの35番目でしょうか、「遺伝子組み換え食品対策」については、既にこの中間のまとめに盛り込まれてございますので、こういうものにつきましては、都が実際の計画を策定する際に考慮すべきものであると思います。

それで、そもそもこの検討部会で検討すべき内容というのは、東京都が食品安全推進計画を策定する上での考え方ということでありますので、そうした視点に立って、多くの意見の中から、この考え方というものについての修正、追加を検討したということでございます。それを、資料2のように八つの論点にまとめて検討をいたしました。

資料2をご覧いただきたいと思います。「中間のまとめ」への主な加筆・修正についてという資料でございます。番号は振ってございませんが、ご覧のように8点ございます。順

次、これについて説明をしてまいりたいと思います。

まず1番目ですが、計画の中に、都民の健康に暮らす権利を保障する、そういう位置づけをしてほしいという意見がございました。これに対し、検討部会では、計画策定に当たっての視点という部分で、「食品の安全を確保し現在及び将来の都民の健康の保護を図る」、この旨を追加いたしました。これは、本計画というものが、食品安全条例に基づいて策定されているものでありますし、条例の目的であります、「現在及び将来の都民の健康の保護」を達成するための計画であるということを、改めて明確にしたものでございます。

なお、消費者の権利ということにつきましては、中間のまとめの中でも権利確立を目的 とした消費生活条例というものがございますが、食品安全条例とは補完し合いながら、食 品安全確保に向けた取組を行っているということ、また、計画の施策体系の中には、消費 生活条例の施策もきちんと位置づけることを明記しております。

次に2番目でございますが、国とのダブルスタンダードがないことを要望するというご 意見がございました。これにつきましては、国が法整備を行い、自治体である都は、法に 基づく監視指導を行うという基本的な役割を明記すると同時に、その役割分担を踏まえて、 都の施策の強化、充実を進める旨を追加記述したところでございます。

3番目、「予防原則」的なアプローチをとることを明確にするというご意見でございます。これにつきましては、予防原則、あるいは科学的知見の不確実性というものを、いかにわかりやすく、誤解のないものとして表現していくかということについて、部会の各委員の間で熱心に論議をいたしました。その結果、資料1の5ページ、「計画策定にあたっての視点」の(3)の部分にありますとおり、「食品の安全に係る課題は、・・・未だ解明されていない事柄を含め、さまざまなリスクが潜在する可能性は否定できない」ということを前提として記述し、この対応については、「最新の科学的知見に基づき、健康への悪影響の可能性を最小限とする取組を、・・・効果的に進めていく」という表現にして明記することで、検討部会としてまとめたところでございます。

4番目に、戦略的プランの目標数値を明確にするという意見がございました。これは、 資料1の23ページ「戦略的プランの考え方」の箇所に、「具体的な目標を明確にして着実 な推進を図るべき」というふうに追加をいたしました。

資料2の裏のページにまいりまして、5番目の食育の推進に当たっては、高齢者にも十分配慮することというご意見でございますが、これは検討部会の中からも提言されたものでございます。食育というものは、子供たちだけではなくて、高齢者に対しても大事だという視点が必要であるということで、その旨をここに反映させたということでございます。

6番目に、庁内連携組織に教育庁の参加を求めるというご意見がございました。これは、 事務局に確認したところ、既にこの組織の部会に教育庁が参加しているということでございます。ただ、前の中間のまとめのところでは、これが見えませんでした。これについては32ページの一番下のところに図がございます。以前は、組織名が具体的に入っていなかったのですが、こういうご意見もございますので、大変小さな字なんですが、教育関係の組織も関与している、入っているということをわかりやすくしたということでございます。

7番目でございますが、計画の進ちょく状況を定期的かつ広く都民へ開示を求めるという意見でございます。部会としては、定期的というような表現をより具体的にしたほうが

いいのではないかということで、毎年度、当審議会へ報告するという考え方、これを明記 いたしました。

最後の8番目でございますが、都、都民、事業者が、食品の安全に関する共通認識を持って、全庁的な取組を確立する、こういう意見ですが、これにつきましては、この意見のほかに、例えば、事業者の取組を消費者も理解してほしいといった意見がありまして、改めて、行政、都民、事業者が、理解と協力をしながら食品の安全の確保を進めていくということの重要性を検討することとしました。

そこで、既に中間のまとめでは、都として戦略的プランを設けて、関係者の相互理解と協力に向けての施策を進めていくという考え方を示したわけでございますが、この戦略的プランというものを、より効果的、効率的に進めるに当たりまして、関係者の取組とか協力という、そのあり方というものも、計画の中に具体的に示すということによって、関係者とともに施策を総合的に進めていく旨を明らかにしたということでございます。そして、この部分は、新たに「関係者との協力・連携の考え方」という項を起こしまして、この事項を追加しております。この部分につきましては、資料1の28ページから30ページにかけて整理をいたしました。ここについては、追加をした部分が大きいので、後ほど事務局から改めて説明をいただきたいと思います。

以上、食品安全推進計画の考え方につきまして、検討部会での検討内容についてご報告申し上げた次第でございます。どうもありがとうございました。

○黒川会長 それでは、今、お話があったように、追加で事務局からのご説明をお願いします。

○中村食品安全担当係長 それでは事務局から説明をさせていただきます。

お手元の資料1、28ページをお開きください。先ほど、資料の誤りがございまして、 資料2の8番目の項目の部分でございますが、ページが26ページから30ページとなっ ておりますが、28ページから30ページの誤りでございます。申しわけございません、 ご訂正をお願いしたいと思います。

それでは改めまして、資料1の28ページからご説明をしたいと思います。この部分が、 今、丸山副会長のほうからご説明いただきましたとおり、新たに追加をした事項という部 分でございます。

基本的な考え方は28ページ冒頭に書いてございますが、「食品の安全の確保は、行政の 取組だけで実現されるものではない。すべての都民及び事業者が積極的な参加を進めるこ とが必要であると考える。このため、戦略プランの推進にあたっては、都の考え方を明ら かにするともに、都民及び事業者など関係者が食品の安全確保に向けた取組や協調を進め るための指針となるような考え方を計画の中で明示することが必要である。」ということで、 今回、それぞれ、戦略プランというものを大きく三つの柱で立ててございますが、それぞ れについて事業者の方の取組でありますとか、都民の方の協力のあり方、そういうものを 検討部会のほうで整理をいただいたというものでございます。

28ページ中ほどから、その戦略的プランの柱の一つでございます「安全な食品と安心を供給するプラン」というものを表で整理をさせていただいております。都の施策といたしましては、戦略的プランの中で、食品衛生自主管理認証制度の促進でありますとか、あるいは生産情報提供事業者登録制度の普及という形で、自主管理に積極的に取り組んでい

らっしゃる事業者の方がどこにいて、どういう取組をされているか、そういうことが認証なり、あるいは登録というもので広く公表していこう、そういう制度を進めていこうというのが、都の戦略的プランということでございます。

これに対しまして、事業者の方の取組でございますが、自主管理を進めていただく上での基本となるような事項ということで、そこに書いてございますとおり、「関係法令等に対する正しい知識の習得」、あるいは「食中毒防止をはじめとした自主的な安全管理の推進」、「農薬、動物用医薬品、添加物等の適正使用の推進」、「仕入れ、販売先の記録、安全管理の状況に関する記録を行うとともに、その保管の促進」、それから最後に、「自主的な安全管理への取組に関する積極的なPR」ということで、括弧としまして、先ほど申しました「(都の制度の活用など)」というような形で整理をいただいております。

それから、都民の方の協力といたしましては、この都の認証制度でありますとか、登録制度に関する情報を入手いただきまして、商品選択に活用いただく。それから、事業者が提供する生産・製造情報を入手されまして、事業者の取組に対する理解の促進、そういうことを進めていただいて、総合的な安全確保を進めていただきたいという考え方です。

下のほうに、今申し上げましたような関係を図柄でお示しをしてございます。ベースに「都の施策」がございまして、それぞれ「事業者の取組」、「都民の協力」という形でまとめてございます。

続きまして29ページでございますが、戦略的プランの二つ目の柱でございます。「悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン」というものでございます。

都の施策といたしましては、「安全に関する情報の収集とその提供」を積極的に行う。それから、そういった、収集されました情報を科学的な評価を行いまして、施策へ反映をさせていき、未然防止を進めていこうという考えです。それから、実際に事件、事故が起きたときの「危機管理体制の整備」。あるいは「効果的な検査、監視指導の実施」。それから最後に、輸入食品ですとか「健康食品」、リスクが顕在化しているようなものに対する対策の充実というものを都として進めていこうという考え方です。

それに対しまして事業者の方の取組でございますが、「都が実施する調査や検査への協力」、「食品の安全に関する情報の収集と違反食品等の自主的な排除」、「事件、事故等の発生時における迅速かつ適切な対応」、「海外等での生産・製造方法の確認と法の規格・基準への適合の確認」、「安全な農産物の生産方法に関する指針の積極的な導入」、「「健康食品」をはじめ食品等に関する法令等の知識習得」などという形でございます。

それから都民の協力でございますが、「都が公表する情報の活用と合理的な消費行動の 実践」。申しわけございません、「実践」の下にアンダーラインを引いてございますが、これは特に他意はございません。ちょっと消し忘れでございます。これはないものとして考えてください。それから、「事件、事故発生時における正確な情報に基づく適切な行動」、あるいは「「健康食品」に関する正しい理解の推進」などということで、こういうものを関係者と進めながら未然防止を図っていこうという考え方です。

下のほうに、同じように図でまとめさせていただいております。

それから三つ目の戦略的プランの柱になりますが、30ページになります。30ページに安全をみんなで考え創設するプラン」という形で考え方をまとめていただいています。 当施策といたしましては、「関係者の共通認識を醸成するためのリスクコミュニケーシ ョンの推進」を図る。それから「食品の安全に関する食育の推進」を図る。それから、最後でございますが、「情報共有化の観点から「適正な食品表示」の推進」を図る。これが都の施策でございます。

これに対しまして、事業者の方の取組ですが、「都民との意見、情報の交流を通じて、安全な食品のPRや相互理解の推進」を進める。それから「工場見学や体験農園など都民が食品に対する理解を深める場の提供」をしていく。それから「食品表示に関する法令の正しい知識の習得(都が実施する講習会等への積極的な参加など)」ということでございます。それから、「各施設において適正な食品表示を推進する人材の育成」、「食品表示に関する消費者からの問い合わせへの適切な対応」などということでございます。

それから都民の協力といたしましては、「都や事業者との情報、意見交換の場への積極的な参加と意見表明」、「都が実施する調査等への積極的な協力」、「食品の安全確保に向けた都や事業者の取組への理解と協力」、「食品の特性に応じた適切な保存、調理、喫食などの実践」、「食品の安全について自ら考え、正しく理解し、行動することへの努力」など、こういう形で考え方をまとめていただいたものでございます。

最後に、31ページのほうに、その戦略的プランの全体像、非常に細かい字でございますが、まとめの資料が入ってございます。左のほうに現状の重点課題ということで、都が抱える重点課題、「事業者の自主的な取組促進と都民の信頼確立」、「未然防止・拡大防止に力点を置いた施策充実」、「食品の安全についての共通認識の醸成」という形で整理をしてございます。これに対しまして、今申し上げました戦略的プランの具体案ということで、「都の施策」、「事業者の取組」、「都民の協力」という形で、今、申し上げました三つの戦略的プランの柱をまとめてございます。

以上が、新たに追加させていただいた事項ということでございます。

○黒川会長 よろしいですか。説明は終わりですか。はい、ありがとうございました。

それでは、今、丸山副会長、それから事務局からご説明がありました検討部会報告、膨大なものでございますけど、これについて皆様方のご意見、ご質問などいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。どうぞ、市川委員。

○市川委員 市川でございます。29ページの「悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン」のところの、都の施策の中に、「効果的な検査、監視指導の実施」とございます。この「効果的」という言葉には、どのような内容が主に含まれるのかあたりを教えていただきたいと思います。

○中村食品安全担当係長 資料で申し上げますと25ページになりますが、そこにプラン7というものがございます。「平成18年までに実施される農薬及び動物医薬品のポジティブリスト化にあわせて効果的な検査、監視指導を実施する」ということで、ポジティブリスト化というのはどういうものかと申しますと、今現在、農薬や動物医薬品につきましては、世界中で約七百の農薬等が使われていると言われていますけれども、そのうち、現在国が基準を定めておりますのが、二百数十種類の農薬です。これを現在、国では、使われている農薬すべてについて基準をつくっていこうということを考えておりまして、これをポジティブリスト化と呼んでいます。

そうしますと、私どものほうとしましては、検査の対象が、二百数十種類から約七百に 拡大されるというようなことになります。ただ、その中で実際に使っている農薬がどうい うものなのかということを把握して、どういうものをターゲットに検査をしていったらいいか、そういうものを効果的に実施していこう。そういう考え方を、今回検討部会のほうでまとめていただいたと思っております。

- ○市川委員 そこの部分に、費用対効果とか、かかる費用のあたりのことも含まれてご検 討されて、効果的という表現をされているんでしょうか。
- ○小川食品監視課長 それは私のほうから答えさせていただきます。

私どもは検査の意義を踏まえ、限られた予算の中で、使用実態がなく検出されないような検査はできるだけ避けるような形で検査項目を選定しており、費用対効果という点につきましては重々踏まえて「効果的」と表現してございます。

- ○市川委員 ありがとうございました。
- ○丸山副会長 本来これは事務局からお答えすることかもしれませんが、監視指導の見直しというのが去年から行われています。今まで一律にいろいろな監視指導をしていたのを見直して、重点的に行うべきところを行うようになりました。その他の項目が大事じゃないというわけじゃないけれども、費用対効果というお話がありましたように、決まっている予算の中で重点的にやっていくように、去年から監視指導計画をつくっています。その監視指導計画を都民に公表するということになっておりますので、その部分も含めて、部会としては、ここに効果的な検査、監視指導というふうに盛り込んだというつもりでございます。
- ○黒川会長 ありがとうございました。よろしいですか。ほかにどうぞ。中村委員。
- 〇中村委員 中村です。29ページの「危機管理体制の整備」という都の施策でありますけれども、これは食に限ってですが、既存の危機管理体制を強化するという意味なのか、あるいは、新たに危機管理体制をつくるという意味を含んでいるのか、確認させてください。どちらになりますでしょうか。
- ○中村食品安全担当係長 24ページのほうをご確認いただきたいんですが、そこにプラン4ということで、「全庁的な危機管理体制の強化」というものが書いてあります。「すでにマニュアル化されている大規模食中毒の発生時やBSE発生時の対応に加え」というふうに書いてございまして、食中毒ですとか、あるいはBSEという、いわゆる既知のリスクというんでしょうか、そういうものに対する対応というのは、既に体制は整っているんですが、冒頭、丸山部会長からもお話がございましたとおり、食品にはさまざまなリスクが潜在している可能性がございますので、今後そういう未知のものが出てきたときにどう対応するのか。そういうことも含めて、今後、体制を整備していきたいと考えております。○小川食品監視課長 ちょっと補足させていただきます。

近ごろ、ノロウィルスによる食中毒や感染症が取りざたされておりますけれども、都におきましては、まだ暫定版の部分もございますが、いち早くそのマニュアルを策定しております。食中毒の面だけではなく、感染症という面の両面から対応しないと、終息するのが難しいような事例が出てきております。そういうものにつきましてもすぐに対応できるような対策をとっており、この整備の一部分としてお考えいただきたいと思います。

- ○黒川会長 よろしいですか。はい、どうぞ。
- ○髙橋(松)委員 30ページなんですが、「安全をみんなで考え創設するプラン」の中の 事業者の取組なんですけれども、この中で、上から3行目の「工場見学や体験農園」とい

うふうになっておりますが、この体験農園というのは、我々生産団体といたしましては、まだ20か所ぐらいしかないわけですね。このほかに学童農園のほうをかなり広くやっておりますので、学童農園もこの中にひとつ入れていただくことができないでしょうか。これは食育の部分から考えましても、児童というのはこちらの施策のプラン10の中での学校関係、このあたりでもいろいろやっておりますので、ここのところには体験農園だけではなく、学童農園も入れていただければありがたいなと思っております。

- ○中村食品安全担当係長 貴重なご意見、ありがとうございます。体験農園という形でさらっと書いてしまったのですが、学童農園も含めまして、今後、検討していきたいと考えております。
- ○黒川会長 はい、どうぞ。奥田委員。
- ○奥田委員 公益通報者というのがあると思うんですけれども、それは事業者に入るんで しょうか。全然別の問題ですか。
- ○中村食品安全担当係長 すみません。どこの部分になりますでしょうか。
- ○奥田委員 どこに入るかわからないので、ちょっと今お聞きしたんですけれども、関係者の連携というところで、例えば公益通報というのがありますよね。もしあったとします。 イレギュラーだと思うんですけれども。そういった場合は、事業者からの情報提供という形になるんですか。
- 〇中村食品安全担当係長 公益者通報というのは、いわゆる関係者からの通報という、内部通報というようなものでしょうか。
- ○奥田委員 そうです。
- ○中村食品安全担当係長 そうですか。それにつきましては、実は戦略的プランの部分ではなくて、その前段で、施策の体系というのをまとめた、都が進めるべき施策のすべてを体系化している部分があります。8ページをご覧いただけますでしょうか。そこに食品安全確保施策の総合的な体系という形で整理をいただいてございます。その中で、左側のほうに「都における食品の安全確保」という一つの大きなカテゴリーがございまして、次に四つのカテゴリーがございます。「事業者責任による安全な食品の供給」、「生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止」。その3番目の「関係者による相互理解と協力の推進」、それにさらに枝がぶら下がってございまして、四つぐらいぶら下がってございますが、その一番最後、4番目の「都民及び事業者の意見の反映」という部分がございます。その中に、またさらに三つほど項目がございまして、その中に「都民・事業者からの意見の受付」、あるいは「相談等への対応」というような形で、今、おっしゃられたような通報、あるいは相談、そういうものはこういう形で位置づけをさせていただいております。
- ○黒川会長 よろしいですか。
- ○奥田委員 わかりました。
- ○黒川会長 ほかにどうぞ。和田委員、どうぞ。
- ○和田委員 食品の表示のことで、ちょっと意見というか、感想を申し上げたいんです。 ここに述べられております文章をどうこうということではないんですけれども、例えば 13ページの「食品表示の適正化の推進」、あるいは戦略プランのところですと、27ペー ジのプラン11の具体的な施策の上の部分ですが、「都民に対する表示の正しい知識と理解 を促進するための施策を進めていく」、そういう文章になっております。それで、この表示

についての正しい知識の普及というのが、いろいろ表示についての決まり事を消費者が一生懸命勉強しなければならないということではないということを、内容として確認させていただきたいと思うんです。と申しますのは、食品表示は本当に法律がいろいろありまして、それぞれ決められていることが、さらに次々と増える一方なわけですね。それを全部覚えて、そしてさらにそれ以外に、例えば繊維製品、電気製品、ありとあらゆるものの表示の内容がどうなっているかというのを、消費者が全部覚えなければ使えないような表示というのは、本当の表示からいえば望ましい表示ではないわけです。私たちが表示の運動というのをやるときは、一生懸命それを覚えるのではなくて、どういうところに矛盾点があるのか、それなら、今、やらなければならないのはどこだということで、表示の新設なり、あるいは改正という運動に取り組んでいっているんです。ですから、確かに消費者は何も勉強しなくていいということを言っているわけではないんですけれども、正しい知識の普及ということが、消費者が表示について勉強して、何もかも覚えなければならないということにつながることは、消費者としては少々納得できないことがあるわけです。

いろいろ寄せられている意見を見ましても、同じように、表示のルールそのものをもっとちゃんとすることが大事なんだというような意見が寄せられております。別に、ここに書かれておりますことをどう変えてほしいとか、そういうことを言っているわけではないんですけれども、内容としてそういうことを感じましたので、申し上げておきたいと思います。

具体的な例でちょっと申し上げますと、例えばつい最近、これは国のほうの問題ですけれども、期限表示について、賞味期限と品質保持期限が、十数年かかってやっと1本になりました。これは賞味期限と品質保持期限という2本が出されましたときに、そこの検討に参加しておりました消費者は、「期限表示についての非常に大きな変化なんだ、何十年、製造年月日を見て買いましょうと言われてきたことが変わるんだから、少なくともその表示は一本化してほしい」ということを発言したんですけれども、それが通らないで、賞味期限と品質保持期限になってしまって、その二つが同じ期限を言っているんだということの理解が、例えば100人いたら10人ぐらいしか理解しないまま、この十数年過ぎてきてしまっているんです。

それで、農水省と厚生省に言いに行っても、新しくパンフレットをつくって配ったり、「説明します」とか、「講習会をやります」とか言われるだけで十数年過ぎて、やっと食品表示の検討会があり、さらには共同会議ができて、やっと訂正できたんですね。共同会議なんかでやらなくても、農水省と厚生省がやる気になれば、この十数年のもっと早い時期にできたわけで、それをやれば、これだけの混乱とか、パンフレットをつくったり講習会を開いたりというようなことは要らなかったわけなんです。

ですから、「賞味期限と品質保持期限は同じことを言っているんですよ」ということを一生懸命PRするよりは、さっさとそれを一本化するということのほうが、はるかに大事なことであり、まさに効率的なことなんですね。

私がさっき申し上げたのはそういうことで、消費者が端から端から出てくるいろいろな表示の決まりを覚えなければならないというのは、いささか、本当の表示のあり方から言えば望ましいことではないと考えておりますので、ちょっと触れさせていただきました。以上です。

○黒川会長 ありがとうございました。よろしいですか。これに関してですか。

○小澤委員 今の和田委員の発言は、消費者に一番近い立場の意見なんですけれども、私どもは現場にいまして、消費者が知らないために、わかっていないために、いろいろな問題を起こされるということはたくさんあると考えています。お問合せについて、「あ、こんなことはちゃんと教えなきゃいけないな」と感じたり、「アレルギー商品ってこういうものですよ」という説明が必要なことが多く、情報をしっかりと企業として、行政として付与しなければいけないと考えています。クレームや不平不満のほとんど6割ぐらいが、知らないがために起きた問題ではないでしょうか。そういう意味では、しっかりとした情報提供、教育をしていくというのが必要で、今、日本で一番おくれているのが、消費者教育だと私は思うんです。社会に対する正しい情報をリアルタイムで付与していくということを、しっかりとやらなきゃいけないと、逆に私は思います。

今一つは、賞味期限と品質保持期限という問題がありましたけど、これは商品のアイテムが違うわけです。現在では、「賞味期限」に集約されておりますが、かつては、例えば、お食べになるものと、もしくはクオリティー、品質を問うものと、ハード製品、これについては若干違いますよね。そういう意味で、表示というものを二つ使ってきたというご理解をしていただければいいんじゃないかと思います。

○黒川会長 どうですか、事務局は。和田委員、もう1回ですか。

○和田委員 私が申し上げましたのは、いろいろな情報は十分に提供していただいて、それがわかるように消費者も勉強しなければならないとは思います。けれども、情報の提供の仕方とか、書き方とか、そういうことが、すべてあらかじめ予備知識として持っていなければならないというのは、これだけいろいろな表示の基準なり規則が増えているところで覚え切れないのではないかということがありますので、表示の勉強というのは、せっせせっせと、端から端から表示を覚えなければならないということと単純に考えてしまうとまずいんじゃないですかということを申し上げたということです。

あと、品質保持期限と賞味期限が、消費期限と違うということは十分に承知しておりますが、賞味期限と品質保持期限は、結局一本化されましたので、なぜもっと早くできなかったのかということを申し上げたのです。

以上です。

○黒川会長 事務局、どうぞ。

○小川食品監視課長 貴重なご意見ありがとうございます。今のお話の中で、両委員のご 意見につきましては、私どもとしては、非常に厳しく受けとめております。

例えば、私どもの認識といたしましても、この13ページをご覧いただきますと、現状と課題の中に、「食品衛生法以外にもJAS法、健康増進法、薬事法、景品表示法など多岐に渡り、表示すべき事項が複雑であるとともに、制度の改正が頻繁となっていること」という表現があります。これが和田委員のおっしゃっていることだと思うんですが、全くそのとおりだと思います。

私ども行政といたしましても、このような制度というものをわかりやすく普及するために、事業者に対するわかりやすい指導ということと、都民の方にわかりやすい表示というものの普及を図っていくということの二つのことが、課せられていると思います。

私どもの立場としては、国の制度の複雑さについては、国へわかりやすい表示制度を要

望することぐらいしかできませんが、現場については、制度を解きほぐしながら、普及・ 啓発を図っていくことが責務だと感じております。例えば具体的な一つの表示をもって、 「ここの部分は品質に関する表示です」、「この部分は安全に関する表示の部分ですよ」と いうふうに、行政がきちっと切り分けて説明できるような資料をつくるとか、要するに、 複数の法律を体系的に説明できれば、と考えております。

事業者の方は、自分の営業活動に直結することですので、非常に積極的に取り組まれていると思うんですが、それでも抜け落ちてしまうような点について、ご指導申し上げるようなことを既に行っています。表示制度というのは特に重要なものですので、委員の皆様方からのご意見を厳しくいただいており、この考え方の中に盛り込ませていただいております。

○黒川会長 ありがとうございました。和田委員のような消費者代表という立場で、非常 にわかりやすい表示方法を求められているということは、議事録にももちろん残りますし、 どうぞ、今後とも先生、よろしくお願いします。

ではほかのことで、どうぞ。

- ○谷茂岡委員 30ページのところなんですけれども、「安全をみんなで考える創設プラン」の事業者の取組のところで伺いたいと思いますが、「都民との意見、情報の交流を通じて、安全な食品のPRや相互理解の推進」ということですが、これはどういうことですか。食品はみんな安全でなければいけないわけですけれども、これはどのような取組を事業者がやるということでしょうか。
- ○中村食品安全担当係長 すみません、それでは事務局からご説明させていただきますが、もともとはこの戦略的プランは三つの柱でできておりまして、その一つ目の柱のところで、「安全な食品と安心を供給するプラン」というような形でまとめさせていただいております。したがいまして、その1番目の柱で、例えば自主管理の推進でありますとか、そういうことを通じて、より安全性の高い食品を供給していただく。さらにそういう取組について理解を深めていただくという意味で、30ページにそういった食品のPRというような項目をまとめていただいたというような流れでございます。
- ○谷茂岡委員 ここだけを読みますと、安全な食品ってどういう意味だろうかと思います ので、ちょっと伺いました。
- ○中村食品安全担当係長 3点といいますか、三つの柱でワンセットとお考えいただければいいと思いますが。
- ○黒川会長 ほかにいかがでしょうか。奥田委員。
- ○奥田委員 28ページに、「農薬、動物用医薬品、添加物等の適正使用の推進」というふうに書いてあります。これをぜひ推進してほしいです。

例えばうちの団体で、102個のお弁当を19店の各コンビニ店から買ってまいりまして、その表示を調べたところ、添加物の表示は平均12.4件ありました。多いものは25件、少ないものは2件、3件でした。つまり、その程度しか使っていなくてもお弁当ができるということです。先ほど和田委員から出ました表示の簡素化、見やすさということを考えますと、添加物が適正に使われれば、表示も少なくなって見やすくなると思います。要するに、適正に使われれば表示もすっきりしてくるということですね。ぜひ、その辺を強力に推進していただきたいと思います。

○小川食品監視課長 では、私ども事務局のほうから。多分今のお話は、不必要な添加物を使わなければ、表示のほうももっとすっきりするんじゃないか、そういう話だと思います。

私どもは、昔から、「添加物の使用に当たっては必要最小限に留める」という基本的な考え方があり、そういう意味を含めて、こういう表現にしてございます。こういうご説明でよろしいでしょうか。

- ○奥田委員 そうです。
- ○黒川会長 はい、市川委員。
- ○市川委員 市川でございます。先ほど谷茂岡様からも出たところと同じところでちょっとお伺いしたいんですが、30ページの「安全をみんなで考え創設するプラン」の事業者の取組のところの1番目のポチで「安全な食品のPRや相互理解の推進」と書いてあるんですけれども、ここのところで「安全な食品」と言い切ってしまうというのに、私はちょっと抵抗を感じています。

私はリスクコミュニケーションの専門家ではないんですけれども、今、大変関心を持って、いろいろ本を読んだり、調べたりしているんですが、少なくとも食品というのは安全と言い切れるものはないというような立場で、リスクコミュニケーションではとらえたほうがいいのではないかというように私は認識しております。すべてが何らかのリスクを持っているわけで、例えばここに表現する「安全な食品」って出した場合に、誤解を招く懸念がないかなと感じています。

例えば、「適切な食品のPR」とか、もし言いかえが可能であればそのようなこともご検 討いただけないのかなと思いました。

〇谷茂岡委員 そうですね。9ページのところで「食品の安全確保に向けて」ということになっていますから、それを読めばわかるんですけれども、一般に見たときにちょっと、私たちも「安全な食品のPR」ってどういうようにやるのかなと思って伺ったわけで、むしろこれが、「安全確保に向けてのPR」ならわかると思います。

○中村食品安全担当係長 貴重なご意見、ありがとうございます。まさに、安全な食品というのはないと、先ほどこの計画の視点ということで検討部会のほうでまとめていただいたところにも「食品にはリスクが潜在する可能性が否定できない」というような考え方をまとめていただいていますので、その考え方とちょっと矛盾するような表現だったと思います。

今、ご意見いただきましたとおり、「安全確保に向けた取組に関するPR」とかそのような形で、最終的な答申に向けては、もう一度修正等してまいりたいと考えております。

- ○黒川会長 ちょっと今のところ、「安全な食品」じゃなくて、何ですか。
- 〇中村食品安全担当係長 「安全な食品の供給に向けての取組に関するPR」とか、「安全確保に向けての取組のPR」とか。今のご意見ですと、「安全な食品の供給に向けての取組に関するPR」、そのような形でいかがでしょうか。とにかく、「安全な食品」ではなくて、事業者の方がどういう形で取り組んでいるのか、取組に関するPRですね。そのような形であればいかがでしょうか。
- ○黒川会長 「安全な食品」というのは随分いろいろなところに散らばっていますよね。 それをどうしようかと思いますね。タイトルだけはいいけれども、9ページだけでも随分

あるんですよね、文章中にも。はい、この問題ですか。どうぞ。

○岡本委員 安全な食品がないということはないんですよね。安全というのは、もともと操作的に定義されるものですから。例えば飛行機でも安全なのでして、飛行機は大体10の5乗時間ぐらい飛んで1回落ちないというのが安全のアクセプタブルな基準になっているわけです。ですから、先ほど市川委員がおっしゃったのは、「安全な食品でも安心ではない」という意味で、そういうことが問題になるのでしたら、安全という言葉と安心という言葉を積極的に使い分けるべきなんですね。安全という言葉は、法律の中にも入っていまして、法的文脈、法学的な文脈というものを持っていますので、ここに書かれている言葉は、ほかの言葉と置換するのは法的なそごが生じてくる可能性があるわけですね。ただ、例えば飛行機なんかは、人類が持っているもので一番安全な乗り物ですけれども、それでも安心でない方はいらっしゃる。安全というものをコミュニケートすることによって安心をつくり出すというのがもともとの目的でしょうから、そういう議論が出てくるんでしたら、安全というのは操作的な定義として、そして安心というのは心理的な概念として、むしろ文章の中で使い分けを積極的に行うべきなのでして、今、安全な食品はないとかあるとか言い出すと、それは飛行機だって少しは落ちる可能性がありますし、テロの可能性もありますし、ということになるわけですね。

例えば、人間は、交通事故なんていうのは案外安心しておりますけれども、あれ、日本では1日に36人死んでおりますので、途方もなく非安全なものなんですね。しかしながら、例えば自動車に乗ったりタクシーに乗ったりするときに、毎回「今日は生きて帰れるかな」と心配する人はいないわけです。つまり、我々は安全でないものについても安心しているものもあるわけですね。それは、どちらかというと、慣れが生じてくるとか、いろいろな社会的な文脈や心理的な文脈によって、非安全なものでも安心が構成されているわけです。ですから、安全を図っても、必ずしも安心というものを創設できないというところがネックなので、先ほどのような、市川委員がおっしゃるような視点があるのでしたら、安全という言葉と安心という言葉を、もっと積極的に使い分けるような文章のつくり方にして、安全の言葉の扱いは、当面この書面のままにしておくほうが、私はむしろよろしいと思いますね。

〇黒川会長 貴重なご意見、ありがとうございました。これに関してですか。はい、どう ぞ。

○田近委員 今の安全と安心のことも含めまして、先ほどからの、表示が消費者に向けてわかりにくいという意見、それから安全な食品に関するいろいろな問題も含めまして、どうして消費者がそう考えるかといいますと、政府から、また関係者、事業者からの情報が出されていないということが第1の原因だと思います。先ほど、業者の方も先生方も、「安全なもの」「安全である」とおっしゃいますが、消費者にとりましては「安全である」とおっしゃっているものに対して、私たちは安心できていないんです。それは心情としてご理解いただけるかと思います。

それから、先ほどから表示の難しさ、わかりづらさということのお話がありましたけれども、それは私の身の周りでもそういうお話は大変出ております。それと同時に、わかりにくい表示というものと同時に、わかりにくい制度というものも考えていかなければならないかと思います。先日、都で推進されていらっしゃいます東京都の食品衛生自主管理認

証制度に、私の地元のお豆腐屋さんが認証されまして、それは大変うれしく思いました。それを認証されているかどうかが、消費者が食品を購入する際ですとか、お店を決める選択の一環として利用できますし、さらにそれで衛生状態が向上して、消費者が食中毒のリスクなんかも減らせるのではないかと、それは大変期待しております。ですが、それは認証制度を申請して、それで受かった業者の数だけしか、現在のところ公表されておりませんで、一体、お豆腐屋さんならお豆腐屋さんの、業界全体としての数が幾つなのかということ、また、その中で申請したのは一体幾つだったのかということ、それからまた、審査の段階では、いろいろな複数の審査機関ですとか、長時間かかって審査がなされていると思いますが、現在、審査を申請している業者は一体幾つあるのかということ、そういう細かな数値とともに、例えばその業界全体の背景ですとか、そういうところまですべて公表していただければ、私たち消費者は、その認証制度をもっと利用しやすくなるのではないかと思っております。

29ページに、都民の協力として、「都が公表する情報の活用と合理的な消費行動の実践」とありますが、これはいろいろな情報を公表していただくことによりまして、ひいては、私たちにとりまして、その業界全体が安心できるのかどうか。そういうことまで私たちは考えることができると思います。

ですから、いろいろな都の政策ですとか制度、または表示に関しましても、そういう施策を決定する際に関しましては、ただ結果のみを公表されるのではなくて、その進捗状況、またはその背景、数値なども含めまして、幅広く公表していただければ私たちももっと利用できると思いますし、もっと利用価値の高い情報公開をお願いしたいと思います。

○黒川会長 2点あったと思いますけれども、どうぞ。

○小川食品監視課長 まず1点、安全という言葉の使い方ということにつきましては、岡本委員のほうから非常に貴重なご意見をいただきました。ここの文言につきましては、先ほど事務局のほうで案を示させていただきましたけれども、もう少し私どものほうで検討した上で、皆様方とご相談させていただきたいと思います。今のところ、私どもとしましては、事業者が安全確保ということにどういうふうに取り組んでいるかということが、ある程度わかるということは非常に重要なことだと考えておりますし、また、部会の中でもそのようにご検討いただいたと思います。ちょっと言葉足らずだというふうなご指摘はあるかもしれませんけれども、安全という言葉は、このような形で書かせていただきたいと思います。プラスアルファする文言につきましては、再度確認させていただきまして、最終答申に盛り込んでいきたいと思っております。

それからもう1点、認証制度の情報について、もうちょっと充実した情報を出してほしいというお話だと思います。

申しわけないんですが、認証制度はまだ昨年から始まったばかりで、まだ業種が拡大中であったり、PRの方法が十分でないというところがございます。ただ、私どもといたしましては、このような制度というものは、非常に地道に取り組んでいる事業者の自主的な取組をきちんと都民の方に知らしめて、それで事業者の自主的な取組をより促進させようということでございます。ですから、消費者の方々への事業者の取組がもっと理解できるような情報の提供というのは、非常に重要だと思っております。

認証に至るまでの経緯がどういうものであるのか、そういうこともまだ十分にPRさせ

ていただいていないと思いますので、そういう取組につきましても、私どもとしては、情報提供する内容の具体的な中身として、今後、考えていきたいと思っております。

○黒川会長 はい、池山委員。

○池山委員 私は検討委員の一員としてこれにかかわって、その議論の中で、今、事務局のほうから意見が出ましたけれど、私も、事業者はとにかく安全な食品を消費者に供給するためにいろいろ取り組んでいらっしゃるけれど、そこが消費者には見えないから、今後はそういうものを積極的に情報提供するということが必要なんじゃないかということ、消費者としては、その提供された情報をきちっと知って、意見を言う場合は意見を言うし、それは相互に言い合うということが大事なんじゃないかなということを発言しました。「安全をみんなで創設するプラン」というところで、私だけじゃありませんが、事業者の方もご発言なさって、こういう形で盛り込まれたと思います。

一連の流れの中でこの案ができましたから、当然そういうふうに理解していますから、こういう形で文面に出たんですけれども、おっしゃったみたいに、「安全な食品を供給するための取組をPR」って言っちゃうと、何ていうんでしょうね、言ってみれば正確ではないこともとりあえずPRする、宣伝する、というふうにとられる場合があります。私どもが考えているのは、情報提供を事業者が積極的にしてほしいということがメーンですので、その辺を文章で「安全な食品を供給するための取組の情報提供」と、長いですけれども、もうちょっと適切な言葉があったらそれにしていただいて、訂正するならしていただいたらいいんではないかと考えます。

- ○黒川会長 よろしいですか。
- 〇小川食品監視課長 今のお話につきましては、丸山部会長のほうにもご確認いただきながら作業を進めさせていただきたいと思っております。
- ○丸山副会長 今、池山委員のほうから、私のかわりに言っていただいてありがとうございました。安全という言葉については、大変難しいと思うんですが、先ほど岡本委員から大変適切な解説をいただきました。私自身もそう思っております。ただ、市川委員から出された「安全なものはない」というのは、それも確かでございまして、絶対的に安全なものはない。これはどんなものにも、交通事故や何かと同じで、食中毒にあたるのは雷にあたるのより少ないとかという話が出ますが、絶対的なものはないんだという認識を持って臨むというのが原則なんだろうと思うんですね。だから、安全という言葉は使えないというのではなくて、安全という言葉は使わなければいけないと思います。英語だってセーフティーというのが食品衛生の一番の中心ですし、岡本委員がおっしゃったように、法律の中でもそうなっていますし、安全な食品という言葉そのものを削らずに、使っていきたいと思います。ただ、消費者、事業者、行政も、安全というものに絶対はないんだという認識で、この部会もずっと進めてきたつもりでございます。ですから、そのあたりを、今、池山委員がおっしゃっていただいたように、この文脈を、誤解をされないような表現にしていきたいと思っております。細かい表現につきましては、事務局とまた相談の上、黒川会長にご報告申し上げたいと思っております。
- ○黒川会長 ありがとうございました。
- ○中村委員 よろしいですか。
- ○黒川会長 この問題で?

○中村委員 関連して。簡単に言います。誤解を生まないような表現というのは確かにそのとおりだと思いますが、先ほど岡本委員がおっしゃったように、非常に狭い考えかもしれませんが、安全と安心は対象が違うのではないかと思うんです。実際行動を起こす人と、受けとめる人、それから安全と言う人と安心を言う人は違う。これは28ページから30ページを拝読しますと、プランの1、2、3の表現が、その辺がちょっとごっちゃになっているような気がするので、その辺の誤解もないように注意して表現しないと難しいのではないでしょうか。

例えば、1番目の「安全な食品と安心を供給するプラン」というんですけれども、これはいいんですけれども、「安全な食品」と「安心」という対比をされていますけれども、ちょっと違うような気がします。

それから3番目の「安全をみんなで考え創設するプラン」と書かれていますけれども、 安全は創設するものじゃなくて、安全は拡充する、確保するという意味であって、安心を 創設するという意味のほうが、意味としては正しいんではないかなという気がするんです ね。その辺が少しごっちゃになっているような気がするので、もうちょっと、だれが安全 を確保し、だれが安心できる施策というか方策をとるのかという、対象を明確にするよう な表現のほうがいいのかなという気がします。ですから、蛇足ですけれども、どれもこれ もがということではなくて、むしろ対象を明確にしたほうがいいということです。

○黒川会長 ありがとうございます。

○松田委員 ずっと議論されている安全と安心というのは非常に難しい問題でして、国際的にいって、安全というのはどうやって定義されているかというと、危険がない状態です。 危険がない状態というのは一体何かというと、ゼロというのはないわけですね。危険は必ずある。消費者が危険を意識しないで食べられる、消費できるように、一般的に受け入れられるということは、確率の問題なんですよ。どのぐらいの確率でリスクがあるというふうに判断するかというのは、個々の人によっても違うので、行政で「ここからここまでは安全、ここからここ以下は危険」というような線引きは多分できないだろうと思います。

安全と安心ですけど、安全というのは、そういう形で科学的にきちんと分析できる、そういうたぐいの問題ととらえられているはずです。ただ、安全かどうかというのはわからない。予防措置か何かで対処しなきゃいけない問題というのはあるんですけれども、それはまた別の問題と考えなきゃいけないだろうと思います。

安全というのはものの問題、安心というのは消費者の心の中の問題なので、働きかけるためには情報を提供する必要があるだろうというぐあいに、私はそういう格好で定義しています。ですから、こういう形で、安全な食品、安全な食品といっぱい書くんでしたら、安全とは何かというのを、どこかで、最初のところで、消費者が食べてもほとんど事故に遭う確率がゼロに近いというような、そういう格好で何かちょこっと書いておけばいいんじゃないかなと思います。それでも正確にはなりませんし、あいまいな部分は絶対に残ると思いますが。

○黒川会長 ありがとうございました。

座長といたしましては、予定の議事もございます。とりあえずこの検討部会報告、これはこれまで述べましたように、検討部会を延べ3回、それから外部の皆様方のご意見も入れてできたものでございます。

それで、今後答申というものを知事に出さなくてはいけませんので、その前に、とりあえず、今、特に問題になった安心とか安全という文言に注意して、若干の修正はいたしますけれども、この検討部会報告という大きな全体としては、私は特に否定的な意見もなかったかと思いますけれども、これをご承認いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。全体として。今、問題になった二つの言葉については、非常に綿密に今後直すということをお約束申し上げた上で。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○黒川会長 ありがとうございました。

それでは、次に本日の審議を踏まえて答申案をつくることになりますけれども、これに 向けて追加する内容が幾つかございますので、そのことを事務局から。

○中村食品安全担当係長 それでは資料3をご確認いただきたいと思います。

今、会長からご説明がありましたとおり、最終的な答申というものの取りまとめをしていくわけでございますけれども、基本的には、今、ご承認いただきました検討部会の報告をベースに答申案という形を取りまとめしていければと考えております。

検討部会報告をベースにいたしまして、幾つかの資料を追加して答申という形にしたい と思っておりまして、その追加すべき資料を資料3につけてございます。

表紙をめくっていただきますと、表紙がございます。「食品安全推進計画の考え方について」ということで、「平成17年2月 東京都食品安全審議会」ということで、審議会のほうからの答申案の表紙という形になります。

それから、次のページが、会長の名前で知事のほうに答申するという文章になってございます。

次のページにまいりますと、今度は目次でございます。基本的には、検討部会報告の目次と同じでございますけれども、最後のほう、裏面をご覧いただくと附属資料がございます。附属資料としまして、幾つか追加をさせていただく部分がございます。具体的に申し上げますと、その附属資料の4番目「東京都食品安全条例」から、ずっと9番目までございますけれども、この部分を追加、もしくは修正させていただこうかなと考えております。

その目次の次に「はじめに」という部分がございます。検討部会からいただきました報告の「はじめに」にかえて、審議会としての文章という形で書いてございます。

ちょっと読ませていただきますと、「東京都食品安全審議会(以下「審議会」という。) は、平成16年7月29日、東京都食品安全条例(以下「食品安全条例」という。)に示された基本的な方向性を踏まえ、食品の安全確保に関する施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため「東京都食品安全推進計画の考え方」について知事から諮問を受けた。

審議会は、この諮問事項について、各方面の専門家による様々な視点からの審議を行うため、検討部会を設置し、食品安全条例に示された目的や基本理念等を踏まえ、検討を進めてきた。

また、検討部会においては、平成16年10月25日に審議会で取りまとめた「中間のまとめ」に対する都民や事業者からの意見のほか、平成16年11月16日の第4回検討部会において開催された「意見を聴く会」で表明された意見等を参考としながら検討を重ねてきた。

こうした検討を経て、本答申は、わが国最大の食品の消費地であり物流の拠点である東

京の地域特性を踏まえ、都が食品安全推進計画を策定するに当たり、計画の中で示すべき 事項とその考え方について示したものである。

今後、本答申に基づき、「東京都食品安全推進計画」が策定され、食品安全条例の目的である「現在及び将来の都民の健康保護」がより一層確実に推進されることを望むものである。」という書き出しでございます。案でつけてございます。

その「はじめに」をめくっていただきますと、先ほどご説明しました追加資料を、64ページからという形になってございますが、つけてございます。64ページから71ページまで、これが東京都食品安全条例の条文でございます。それから72ページには東京都食品安全審議会規則、これは条例に基づいて定められている規則でございますけれども、その規則をつけてございます。それから73ページには、昨年の7月29日に、知事から会長のほうにお渡しをいたしました諮問書の写しをつけてございます。それから74ページに審議会委員の名簿、75ページに検討部会委員の名簿、それから最後の76ページでございますけれども、本日2月1日の分を含めました審議会の審議経過という形になってございます。

資料につきましては以上でございます。

○黒川会長 はい、ありがとうございました。これが答申案の追加資料ということでございまして、ここに資料3でまとめられておりますけれども、これに対してご意見などございますでしょうか。

先ほど来の安全とか安心の定義ということで、随分貴重なご意見といいますか、解説をいただいたんですけれども、附属資料の用語解説ってありますね。ここへかなり詳しく、まずは入れておくのはいかがでしょうかね。本文中にというのはちょっとかえってと思うんですけれども。その辺、岡本委員、松田委員、中村委員にお聞きして、それである程度詳しいものまとめて。私もいい勉強になりましたので、この際お願いして、用語解説のところだとか、場所はあれですけれども、ぜひ、入れたほうがいい。私はそう感じましたけど。ご協力願えればと思います。

じゃあ、よろしいですか。ほかにご意見は。

○高濱委員 最後でございますので、私から3点お話し申し上げたいと思います。一つは質問でございます。昨年の11月から自主回収報告制度が進められておりますが、食品事業者は、これにつきましていろいろと、当初心配しておりましたけれども、どのぐらい自主回収の報告があったかという実績とか運用状況ですね、また、報告にあたってトラブルのようなものがあったのかどうかということについて、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

それから、先ほど和田委員から食品の表示の話がありましたが、私ども、事業者としても大いに同感できることでございます。ただ、食品の表示というのは、いろいろな法律が、いろいろな目的で制定されておりますので、ただちに一本化するというのはなかなか難しいと思います。私ども事業者は、消費者から選ばれる立場でございますので、そういう食品の表示について、きちんと勉強して、十分研修等もしていかなくてはいけないと思います。私ども食品産業センターでは、何度も食品の表示に関するセミナー等を開催しておりますが、常に満員という状況でございます。東京都におかれましても、ぜひいろいろな機会に表示等につきまして、ねらいや内容の絞られた形で、事業者向けの研修会を開いてい

ただければと思っております。

それから、事業者からの情報提供というお話がございました。食品の表示ということも情報提供の一つですけれども、消費者の皆さんからいろいろ質問のあったことについて丁寧に、誠意を持って答えていくということが大切かと思います。そこで、私どもも、食品企業のいわゆるお客様相談室の方に集まっていただきまして、どういう対応をしたら消費者の皆さんにいろいろアピールできるのか、わかっていただけるのかということで、今、お客様対応マニュアルというのをまとめておりまして、そういうマニュアルを、今後ぜひ活用いただけたらと思っております。

最後に、消費者の皆さんに対する食育の問題ですが、我が国社会は、現在多くの分野で 二極化が進行しているんじゃないかと感じます。食生活や食品の安全の分野についても、 非常に関心の深い方と関心の薄い方というように、二極化しておりますが、関心の薄い方 にどういう P R をしていくかということが大事じゃないかと思います。検討部会の場でも いろいろ申し上げたんですが、先般コンビニを活用いたしまして、栄養バランスのとれた 食品を選択して購入していただけるような、そういう事業を行いましたところ、マスコミ、 特に全国紙等にも取り上げられまして、大変注目を浴びたわけでございます。何かそうい う新しい食育の手法、従来なかったいろいろな手法を開発していただいて、これまで食に 関心の薄かった方にアピールしていただく方法を工夫していただければありがたいと思っ ております。

○髙橋(松)委員 これは報告ですが、私、今、いろいろと皆さん方のお話を聞かせてい ただいておりまして、非常に参考になっているわけなんですが、今回の一番目のプランの 中の、安全管理の問題での取組に関する積極的なPRの問題でありますが、生産者団体は 非常にPRが下手でございまして、皆さん方にいろいろご迷惑をかけているところがある と思います。プランの6に「農産物の生産段階における指導の充実」ということで入れて いただいているわけなんですが、その具体的な施策の中の、栽培中の作物や土壌中の残留 農薬の問題、これは平成14年に残留農薬について、当時の保健局からいろいろと指摘を されてきてございまして、我々、いろいろと分析を重ねてきておるわけなんですが、この 16年度末で大体8,000検体の土壌検査を、今のところやる予定で進んできております。 この検体数が、上物と土壌ということでありますので、非常に膨大な数になるわけなんで すが、1検体あたりの費用というものが非常に高いわけでございまして、1万2、3千円 かかる。当初は2万幾らかかっていたんですが、それがだんだん、東京都にもお願いをい たしまして、半額近く、1万2千円ぐらいの費用、1万2千円強ですね、になっておりま す。我々生産者団体といたしましては、そういうものをやりながら、都民の皆さん方に安 全なものを供給していこうというようなことで、今、努力をしております。今日はPRの 下手なところを、この場をおかりいたしましてPRをさせていただくということで、まこ とに恐縮でございますが、努力をしているということをお含みいただければと思っており ます。

○小川食品監視課長 先ほど、髙濱委員から自主回収報告制度の実績についてお尋ねがありましたので、お答えいたします。

今のところ17件ございます。この中には、なかなか今まで社告等でしか目に入らなかったような意外なものもありますので、私どもは、この制度が消費者の皆様方にも活用し

ていただくことを望んでおります。

表示の研修会につきましては、予算要求もしておりますので、今後新たに取組ができるのではないかと考えております。

それから最後に食育の件ですけれども、今国会で食育基本法が制定されるのではないかというようなお話もございます。東京都といたしましても、関係局と連携を図りながら、検討を始めておりますので、その中で、いただいたご意見についてもぜひ議論させていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

- ○黒川会長 ほかにこの資料で。林委員。
- ○林委員 答申の中身については、私も検討委員でありましたので、特段の異議はないという立場です。ただし、答申を出した今後の取扱いをどうするかですね。この審議会の最初のころに、私は、こういうものをリスクコミュニケーションの素材にするような、そういうふうな取組をしたらいいんじゃないかと申し上げたんですけれども、今後、この「考え方」であるとか、あるいは計画本体についての普及というんですか、広く都民に訴える、理解を求めていくというような、そういう取組についてはどんなことを考えられているかということをお聞きしたい。

〇中村食品安全担当係長 答申をいただいた後の話になろうかと思うんですが、答申をいただきましたら、なるべく早いうちに、より具体的な目標、そういうものを掲げた計画というものを策定していきたいと思います。当然、この策定につきましては公表するということが条例の中にも規定されてございますので、例えば報道機関への発表、あるいは東京都のほうでは、全戸配布、東京都民各世帯すべてに配布できるような広報紙等もございます。そういうものを活用しながら広く都民の方にこの内容については周知を図っていきたいと考えております。

それから、今回、検討部会のほうからも、進捗状況につきましては、毎年度ごとに公表 すべきだという考え方をいただいていますので、そういう形で、進捗状況についても適宜 お知らせをし、公表等していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○黒川会長 よろしゅうございますか。西山委員。
- ○西山委員 この検討部会報告は、日常の生産、あるいは消費活動の中で安全をどういう ふうに確保していくかということが主体になっていると思うんですが、そのほかに、巨大 地震や、津波、バイオテロなど、非日常的な、緊急的な問題が起きた場合にどういうふう に食品の安心、安全を確保するかということも、どこかにそういうことがちょっと触れられてあれば、あわせてそういうことも検討したほうがいいんじゃないかと思います。これ は都のほうにお願いするだけでなく、もちろん事業者もそういうことを考えなきゃいけな いんですけれども、そういう非日常的に起きたときにどうするかということも、多少考える必要があるんじゃないかと思いますけど。
- ○黒川会長 どうですか、この点は。
- ○中村食品安全担当係長 その点につきましては、24ページになるんですが、プランの 4のところで「全庁的な危機管理体制の強化」ということで、ここでは「今後予想される 食品の大規模事故等」というふうに書いてございますが、いわゆる事件、事故等の中には

そういった自然災害でありますとか、テロ、そういうものを含んでという意味でございます。ですので、この中で、戦略的プランの危機管理体制というところで、今後、具体的な計画をつくるに当たっては考慮してまいりたいと考えております。

○黒川会長 ほかに。

はい。それでは、審議ということについては、これで終了させていただきたいと思います。先ほどもちょっとありましたけれども、今後、この審議会から知事への答申をするわけでございますけれども、それについてのスケジュールをご説明願います。

○小川食品監視課長 それでは、私から説明させていただきます。

本日、審議会でご了承いただきました検討部会報告と、それから先ほど中村から追加で 説明させていただきました資料を合わせたものを答申案とさせていただきたいと思ってお ります。

その中で、答申案の作成に当たりましては、計画に反映させる上で、先ほどおっしゃいました文言の修正等については、慎重に行いたいと思っております。つきましては、先ほどもお話にありましたように、黒川会長、それから丸山副会長、その他の方にご相談をさせていただきながら、案文を作成し、その案文を、最終的に皆様方のほうにお送りして、ご確認いただきたいと思っております。案文についてご了解いただければ、審議会から知事への答申ということになるわけでございます。

大変申しわけございませんけれども、再度この審議会を開催して、委員の皆様方にお集まりをいただくことが本来の形であるかと考えますけれども、年度末の皆さん方非常にお忙しい時期でございますので、再度お集まりいただくということが日程上困難だと考えられます。事務局としては皆様方にご承認をいただいた上で、黒川会長に代表して答申をいただきたいと考えております。会長、よろしくお願いいたします。

○黒川会長 今、ご説明がございましたけれども、おかげさまでこの審議会が諮問を受けた食品安全推進計画の考え方についてということでございますが、今日、いろいろとご審議いただいた結果、答申の内容がほぼ固まったというふうに感じております。

それで、今、お話のように、これからの答申案の作成、それから知事への答申につきましては、私が丸山副会長と相談の上、いろいろ今日ご意見賜りました点についての文言修正を含めまして、事務局と調整して提出するということにいたしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。年度末ということでございますので。ありがとうございます。では、そういうふうなスケジュールとさせていただきます。

これで最後となりますが、何かこの機会にご発言あれば。

ないようでございますので、私から一言ごあいさつといいますか、御礼申し上げたいと 思います。

昨年7月にこの食品安全審議会がスタートして以来、検討部会が延べ6回、それからこの審議会、今日を入れて3回開いたわけでございますけれども、各委員の方々におかれましては、毎度、非常に活発なご議論、それから今日は特に、私は安全と安心ということ、非常に勉強になりましたので、ありがたく思っておりますけれども、本当に長い間、この答申案までにこぎつけるご苦労、ありがとうございました。ここに改めて感謝申し上げたいと思います。

それでは最後、事務局から。

○小川食品監視課長 黒川会長、本当にありがとうございました。

それでは、私どもの健康安全室長の中井より、皆様方にごあいさつを申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中井健康安全室長 健康安全室長の中井でございます。委員の皆様方には、昨年7月に 諮問をさせていただきました「食品安全推進計画の考え方」という大変大きな課題に対し まして、熱心にご審議をいただき、感謝申し上げます。

今回の審議にあたりましては、審議会での中間のまとめに対する意見の募集や、「意見を聴く会」の開催などを行いまして、多くの都民や、事業者の方々からの意見を踏まえまして、多角的にご議論いただきました。

こうした関係者の方々からのご意見や、ご要望も十分に踏まえまして、計画の考え方を 取りまとめていただけたものと受けとめております。今後、審議会から答申をいただいた 上で、本年度内に食品安全推進計画を策定いたしまして、都独自の未然防止策をはじめ、 都民の期待にこたえられる先進的な食品の安全確保施策を展開してまいりたいと考えてお ります。

東京都は、昨年制定いたしました食品安全条例のもとに、食品の安全確保に向けた新たな取組を始めたところでございますが、真に都民の不安、不信を解消し、都民の健康を守るためには、皆様よりご指摘いただきましたとおり、行政による取組だけではなく、都民や事業者の方々との連携、協力が不可欠であるとの思いをますます強くしているところでございます。

皆様には、来年度の審議会におきましても、引き続きご協力をいただくことになりますが、今後ともご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○小川食品監視課長 本日は本当にありがとうございました。今後は、先ほどご了解をいただきましたスケジュールに従いまして進めさせていただきたいと思っております。委員の皆様方には、本当にお忙しい中何度もお集まりいただき、ご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。重ねて事務局のほうからお礼を申し上げます。

それでは、これをもちまして食品安全審議会を終了させていただきます。どうもありが とうございました。

—— 了 ——